

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明
のためのガイドライン
説明会資料

平成29年12月4日

林野庁木材利用課
合法伐採木材利用推進班

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

1. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

① 森林認証とCoC認証を活用した方法

森林認証(FSC、PEFC、SGEC等)を取得した森林から生産された木材・木材製品が、それ以外の木材と混じらないよう、CoC認証制度により、適切に分別管理されていることを評価・認証(認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明)

② 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による方法

関係団体は、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成。団体の認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、分別管理されていることの証明書を交付。生産・加工・流通の各段階で証明書の交付を繰り返して行い、証明の連鎖を形成することにより証明。

③ 個別企業による自主的な証明方法

規模の大きな企業等が独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階に至るまでの流通経路等を把握した上で証明。

2. 証明書の保管等

事業者は、証明書を一定期間保管、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示

総務省「森林の管理・活用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」

調査品目： 木材製品7品目

①コピー用紙 ②鉛筆 ③ファイル ④ノート ⑤事務用封筒 ⑥いす ⑦机

調査対象： 5省（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）の69機関

調達木材製品： 179製品

調査内容： 実際に合法木材製品がどの程度あるかを把握

表 調査対象 179 製品における合法性の表示及び証明書の提示状況

(単位：製品、木材製品事業者、機関、%)

区分	木材製品7品目		
	製品数	木材製品事業者数	調達機関数
	179	48	69
ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示があった製品	108 (60.7)	31 (66.0)	69 (100.0)
ホームページ等で合法木材製品であることの信頼性が高い表示がなかった製品	70 (39.3)	29 (61.7)	48 (69.6)
木材製品事業者から合法証明書の提示が可能であるとされた製品 ア (提示までに時間を要した例あり)	50 (28.1)	19 (40.4)	39 (56.5)
木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品 イ	20 (11.2)	12 (25.5)	21 (30.4)
うちグリーン購入法適合製品との表示があった製品	4 (2.2)	4 (8.5)	5 (7.2)
うちグリーン購入法適合製品との表示がなかった製品	16 (9.0)	8 (17.0)	16 (23.2)
印刷契約と併せて調達したため、合法木材製品であるか不明であった事務用封筒 ウ	1	1	41

70製品について、納入事業者に対し、合法性の証明が可能であるかを確認

木材製品事業者のガイドラインの運用徹底を指摘

調達機関に対し指摘

総務省「森林の管理・活用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」

○木材製品事業者から合法証明書の提示が不可能であるとされた製品のうち、グリーン購入法適合製品との表示があった製品(4製品)

- ✓ 3製品の製造等を行う3木材製品事業者
森林・林業・木材産業関係団体から認定を受けた旨の書類を入手することにより、合法性は担保されると誤認し、合法証明書を入手していなかった
- ✓ 1製品の製造等を行う1木材製品事業者
合法証明書の提示が不可能であるとする具体的な説明がない



合法性証明ガイドラインに定められた証明方法の内容を改めて周知
運用を徹底

- ・合法木材製品として販売する場合には、合法証明書を一定期間保管
- ・その証明の根拠を求められた場合には速やかに提示
- ・合法性の証明を行うことができない木材製品を合法木材製品として販売しない

合法証明ガイドラインの運用を徹底させるための認定団体の役割

	自ら行うこと		チェック
ガイドライン	自主行動規範の策定・公表		
自主行動規範	事業者認定実施要領の制定		
事業者認定実施要領	審査委員会の設置、厳正な審査の実施、審査結果の通知		
	「事業者認定書」の交付、認定事業者の名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表		
	合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告を取りまとめて公表		
	必要に応じて立入検査の実施、認定事業者の認定取消		
	認定事業者に対して行うこと		
事業者認定実施要領	認定要件の取組の徹底	分別管理に必要な場所を有しているか確認	
		分別管理の方法が定められているか確認	
		合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等で把握できるようになっているか確認	
		認定事業者に関係書類の5年間保存を徹底	
		認定事業者に責任者を1名以上専任させる	
	合法木材の出荷にあたり、納品書等に認定番号及び合法材であることの記載を徹底		
	合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告を提出させる		

今後の方針

- クリーンウッド法においては、合法証明ガイドラインも活用できることとしているため、同法に基づく取組の信頼性を確保するためには、より一層のガイドラインの運用の徹底を図ることが必要。また、林野庁としては、アンケート調査の実施等により、取組状況を把握する方針。
- 併せて、クリーンウッド法の施行を踏まえて、合法証明ガイドラインのあり方について検討を行う予定。